

**平成28年 藤枝市議会2月定例会**

**建設経済環境委員会委員長報告書**

**(議案審査)**

**平成28年3月22日**

**[本 会 議]**

本委員会に付託されました、議案5件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第36号議案 藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

「長期優良住宅の認定について、新築住宅のほか増築も対象になった理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用できるよう講じた建物であり、増改築により耐久性・耐震性・省エネ等に優れた住宅を、より長期に渡り既存住宅のストック活用が期待されるという観点から、その促進を図るためのものである。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第37号議案 藤枝市下水道使用料等審議会設置条例」について申し上げます。

初めに、「条例化することによる効果を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「要綱により設置されていた審議会の運営について、地方自治法に基づく、より明確化された設置となり、同時に地方自治法に規定する付属機関としても整合が図られる。」という答弁がありました。

次に、「第4条の『委員の任期』について、審議会を常設化する考えはなかったのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「使用料等の改定は、毎年行うものではないため、必要に応じ、その都度市長が委嘱し、審議会を設置するものとした。」という答弁がありました。

このほか特にご報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第38号議案 藤枝市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例」について申し上げます。

「条例化する背景について伺う。」という質疑があり、これに対して、「これまで要綱で同様の取り扱いをしてきたが、地方自治法による根拠を、より明確にし、条例化するものである。公共下水道事業計画区域内には、既に『受益者負担金条例』があるが、それとの整合を図り区域外流入についても条例化することで明確に取り扱っていく。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第39号議案 市道路線の認定について」申し上げます。

「自転者、歩行者専用道のため、自転車と歩行者の接触事故等が危惧される。公共の責任はどうか。併せて注意喚起の標示などを検討されたい。」

という質疑があり、

これに対して、「公共の責任については、それぞれ状況によって様々な例が考えられる。過去の事例を参考にその都度対応していくこととなる。標示等の設置については、河川管理者である静岡県と協議し実施していく。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「第40号議案 市道路線の認定について」申し上げます。

「認定の判断基準について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「認定の基本的な判断として、市の道路整備によるもの、国・県から帰属された道路、国・県から市が占用許可を受けた道路、

開発行為等によって市に帰属された道路、幅員が4m以上で通り抜けが可能な道路としている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。